

# あしや

第十一号



10円

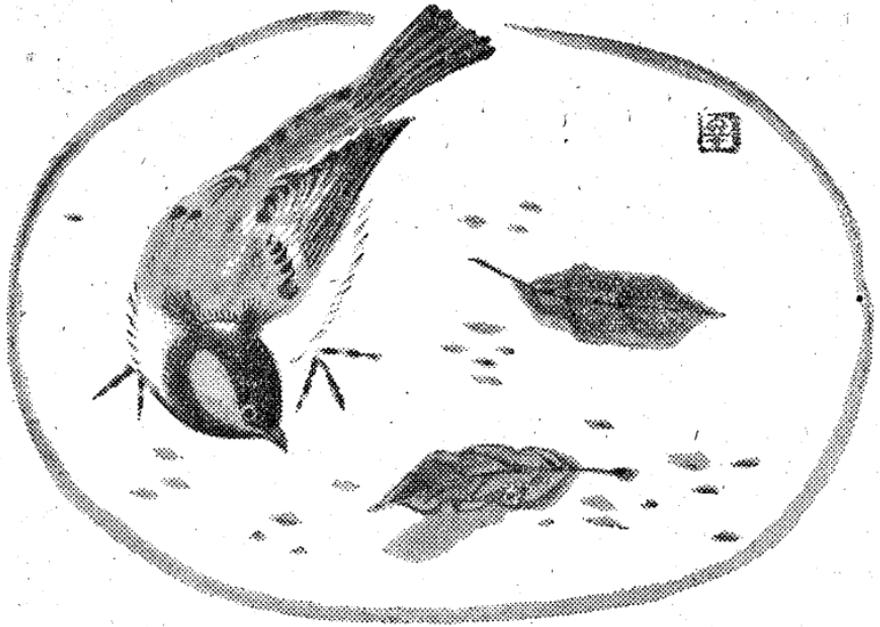
全



市制十周年記念式典  
——市長の式辞



日の丸の旗々……………  
——学童の旗行列



あしや 第十一号 目次

芦屋郷土誌(四).....	細川道草	2
市政メモ.....		2
市議会の仕事、委員会のはたらき.....		9
芦屋市の人口は?.....		8
ユネスコ・ゼミナルについて.....		11
市教育委員選挙のあと.....		11
中小企業融資.....		12
各課だより.....		13
図書館法(二)、図書展示会など.....		15
フリー・クーポン制の実施.....		18
市の財政白書.....		20
短歌.....	生田 嘉生	7
編集後記.....		29
表紙・扉圖・カット.....	紫谷 幸二	.....



十月二十日 ユネ  
スコゼミナール  
(岩園校)  
廿一日 企画委員  
会  
廿四日 市長神戸  
行(国際港都法祝賀の  
ため)競馬委員会、ユ  
ネスコゼミナール閉会  
式

廿五日 建設委員会、民生経済  
委員会、ミスコーベ来  
訪  
廿六日 総務委員会  
廿七日 市長姫路出張(競馬開  
催の件) 助役伊丹市へ  
出張(阪神四市助役会)  
廿八日 消防解消残務事務協議  
会、新市建設協力会  
(打出公会堂)  
三十日 臨時市会  
卅一日 教育委員選挙啓蒙対策

十一月一日 協議会(議事堂)  
県下市長会洲本市で開  
かる。助役出席、競馬  
開催(姫路)市長上京  
市立図書館展示会(四  
日まで)

六日 市長帰任、市長競輪打  
合のため西宮市役所へ  
出張  
八日 教育委員選挙投票事務  
打合会(議事堂) 企画  
委員会、競輪委員会  
九日 消防組合解散総会(御  
影、山水閣)  
十日 教育委員会委員選挙  
同開票(議事堂)  
十一日 教育委員当選証書授与  
式(市長室)  
十四日 社会教育委員会(議事  
堂)  
十五日 四市人事担当課長会議  
(議事堂)

# 昔屋郷土誌

(四) 細川道草

## 第二節、うき

○松屋筆記(江戸時代高田与清編。隨筆) 蘆の大なるものは今も琉球蘆として花  
筒に用ふるあり、唐書にも見えて、蘆葉の達磨などいふも此の蘆の筏などにて  
わたりけん……。

○蘆間の幻影。三木露風

どうしてこの幻影が見える蘆辺の日本にふみつけた最初 の大きな足跡が  
……合唱が湧いてのぼつたときわたしは現実の蘆辺に横はつて虹の立つのを  
見た……。

古橋。蘆茂るふる池のふる橋朽ちてあかるき日はかがやけど声もなしいつま  
でか時経れど。此の池のこの古橋の在りし昔にわれはわたりき、うら若き母  
と共に……。

○謡曲、蘆刈

足利義満の頃、金春の第六十代金春禪竹作に伝へらる。日下左衛門と名乗る  
人、家貧しく、貧故の夫婦別れして夫は難波に蘆刈る業を営み、妻は都に上  
りて奉公し、互に音信も通ぜず、年を経て妻は出世し身分よくなりたる故、  
夫を難波に尋ね再会し共に打ちつれて都に上るといふ筋に作れるもの。こ  
れは大和物語・今昔物語等によつて作つたものである。尼崎大物浜を蘆刈

島ともいふ。大和物語に昔此浦に日下左衛門といふ者あり云々とある。如何  
か、  
○和歌。

蘆の葉にかくれてすみし津の国の

こやもあらはに冬は来にけり

蘆の葉をかりふく賤の山里に

衣かたしき旅寝をぞする

(3) 葭。一葦(あしの中にあるうすい膜) 一葦(あし) 一蘆(あし) 一薈(あし)  
しず)等、倭訓菜には伊勢国葭原神社等がある。

葭字を使用してある例は前二者に比して比較的少い。

(4) 芦。これは蘆の略字で、近頃便利なために一般に用いることとなつたも  
の。

以上のように葦字は最も古くから多くの書物に見え、蘆字は平安時代頃から盛ん  
に使用されて何れも現代に及んでいる。然し何れも同じあしの意味に使われる  
場合が多く、意識して特別に区別し使われる場合は少い様である、即ち昔から  
今までその書く人によりその場合により適当につかわれている。最後に江戸時  
代の俳人横井也有が草の名十として面白い歌をのこしている。

みちさへもなくすむきみがやまとおき  
世のよしあしもうとくきくらん

この中に苜、葛、麦、萱、萩、葭、蘆、独活、菊、蘭の十種の草が詠みこんで  
ある。也有は尾州侯譜代の重臣で祿千三百石を食んでいたが、暇あれば文事に

親んでいた。時に瀋老成瀬隼人は、也有を私宅に招き、君の才学にして有用の事をなさず、卑俗なる俳句などにふけるとは惜むべきにあらざるやとしましめた。更に是を題に即座に一句せよと横長き紙に美人と鬼とをかいて硯と共に出した。也有は筆をとり美人の傍らへ「もあり」と書き、鬼の頭へ「また」とかき傍らへ「もあり」とつけ、終りに「百合の花」とかいた。即ち「姫もありまた鬼もあり百合の花」と云ふ意である。さすがの隼人も手を拍つてその奇才を賞めたという。百合には姫ゆり鬼ゆり、鉄砲ゆり等約二十種もあるのを巧にとり入れたのであつた。

### 第三節、古書にある「あし・よし」

古書には、あしに関する記録は相当に多い。今わが国最古の文献である古事記と日本書紀と万葉集について研究してみよう。

一、古事記(奈良朝の初、元明天皇の和銅五年に太安麻呂が勅を奉じ、神田阿礼の暗記しているものをかいた我が国最古の史籍で三巻ある)

1、葦牙「天地のはじめの時、高天原に成りませる神の名は……次に国稚く浮脂の如くしてくらげなすただよへる時に葦牙の如朋えあがる物によりて成りませる神の名は……」とあつて、うましあしかびひこちの神がお生れに

なつたのである。

2、葦船 おのころ島に天降つて八尋殿を立てられたいざなぎ・いざなみの二神は、左と右とから天の御柱を廻り、女神が先づ「あなにやしえをとこを」と言い、男神が後から「あなにやしえをとめを」と言つたので、生れた子供は骨のない蛭子であつた。之を葦船に入れて流し去つた。

3、葦原中国 いざなぎの命、桃子に告りたまはく「汝を助けしが如葦原中国にあらゆるうつしき青人草の苦瀬に落ちてくるしまむ時に助けてよ」とのりたまひて……。

又、建御名方神の婦順の段に「此の葦原中国は天つ神の御子の命のまゝにたてまつらむ」と申し給ひき……。

4、葦原色許男神。「大國生命、またの名はおほなむちの神と申し、またの名は葦原色許男神と申し、またの名はやちほこの神と申し、またの名はうつしくにたまの神と謂ふ、あはせて名五つあり。」

5、豊葦原水穂國。「此の豊葦原水穂國は汝しらすむ國なりと言よさしたまふ。かれみことのまにまにあまりますべしとのりたまひき。」

6、神武天皇の御製。  
葦原のしけこき小屋の菅豊いやさやしきて……  
二、日本書紀。(奈良朝の初、元正天皇の養老四年に、舍

人纏王・太安麻呂等が勅を奉じ撰進した我が国で現存している官撰の最初の国史で紀三十卷系図一卷からなる)

1、葦牙 神代七代の章

「あめつちのわかるゝ初、くにつち浮れ漂へること、たとへば游魚の水の上に浮けるが如し。そのとき天地の中に一の物成れり。  
葦牙の如し、すなはち、なりませる神を……」

2 葦船 天の柱を巡らむとしてちぎりて曰く、「妹は右より巡れ吾は左より巡らむ」と、すでにして分れ巡りて相遇たまひぬ。陰神先づ唱へて曰く「あなにあやえをとこを」陽神後にこたへて曰く「あなにあやえをとめを」と遂に夫婦して先づ蛭子を産む。すなはち葦船にのせて流ちやりき」……

3 葦原中国 「日神の生しませる三女神を以て葦原中国の宇佐島に降りまさしむ。今海北の道の中にます、名を道主貴とまをす」

「既にして天照大神天上に在して詔して曰く「葦原中国に保食神ありと聞く、宜しくいまし月夜見尊ゆきてみませ。」

「遂に皇孫ににぎの尊を立てて以て葦原中国の主とせむと欲す。然れども彼地にはさはに螢火のかがやく神、及びさばへなす邪しき神あり。また草木ことごとくに言いふこ

とあり。故にたかみむすびの尊八十の諸神たちを召し集めて問はして曰く「吾れ葦原中国の邪しき鬼をはらひ平げしめむとおもふ……。」

4 豊葦原。天孫降臨の章

皇孫に勅して曰く「豊葦原の千五百秋之瑞穂國は是れ吾が子孫の王たるべき地なり。宜しくいまし皇孫就きて治しむべし。行ませ、宝祚の隆えまさむこと天壤ときはまりなかるべし……。」

三、万葉集。(我が国最古の歌集で仁徳天皇の御代から淳仁天皇の頃まで、約四百年間の和歌を集めたもの、二十巻ある)

万葉集には葦に関する歌が五十首近くもあり葦垣・葦火・葦刈・葦鶴・葦麿等上代日本民族の生活は葦と密接な關係を持つていた事がわかる。今その中で十首を選んで見よう。

64 葦辺行く鴨の羽がひに霜降りて

寒き夕べし大和し思ほゆ

(巻一)

天智天皇の皇子志貴皇子が慶雲三年に難波宮に行幸した時の御歌である。  
「葦の生えてあるあたりを飛んである鴨の翼にも霜が降つて、寒さ烈しい夕方には旅宿のつらさに自分の郷里の大和の国がこいしく思われる」という意

919 和歌浦に潮満ちくればかたをなみ

葦辺をさしてたづなきわたる

(巻二)

山部赤人の傑作で、万葉中の白眉といわれ永久に和歌史上にかがやいている。明朗な調子、纏渺たる神韻、自然の精霊に感応してその核心を把握し得た点は、他の追隨を許さぬものである。

「和歌の浦に潮が満ちて来ると、干潟がなくなるので、葦の生えてゐる岸の方へ鶴が鳴きながら飛んで来る。」という意。

2651 難波人葦、火焚く屋のすしてあれど

己が妻こそ常めづらしき

(巻十一)

序もよく利いてゐるし表現も躍動的でおもしろい愉快な歌である。下旬はまことに家庭和楽、天下泰平の教訓を示している。

「難波の人が葦火をたいて家がすすけて居る様に、私の妻は古々しくなつてしまつたがいつまでも愛らず愛すべきだ。」

2745 湊入りの葦、小舟障多み

吾が念ふに逢はぬ頃かも

(巻十一)

民謡風に歌はれてゐる調子のよい歌である。

「河口に入る小舟が葦の叢生した中をかきわけて行くのは葦にさつて中々行けぬ。私が思つている人も、そのよ

の鳴く声が寒い夕方には、愛するそなたを思ひ出すことであらう。」

4021 雄神河くれなゐむふ少女らし

葦附とると瀬に立たすらし

(巻十七)

これは大伴家持が越中の国に行つて居た時、管內巡視中の作である。葦附とは葦

の根や石等に初夏附着し繁殖するあしつきのりで食用になる。褐色を帯びた緑色で大きいものは十センチもあり、庄川に架した中田橋附近の小川中には今も発見される。

「見渡すと雄神川(庄川)

では赤い裳の色が水に映じて美しいがめでである。あれは乙女たちが葦

附海苔を探ると、川の瀬に下り立つて居るからであらう。」

4362 海原のゆたけき見つつあしが散る

難波に年は経ぬべく思ほゆ

(巻二十)

大伴家持の作で、難波の好景を讀めたゝえた歌である。

うに故障が多くてこの頃は中々逢われない。あゝ逢いた

762 蘆垣の中の似兎草にこやかに

我と咲まして人に知らぬな

(巻十一)

「あなたは蘆垣の中にこ草のようににこやかにわたしと顔を見合せてほゝえまれて居るが、そのようにしてこの二人の關係を人に知られなさいますな。」

2833 葦鴨のすだく池水溢るとも

まけ溝の方に吾越えめやも、

(巻十一)

「葦鴨が集つてゐる池の水は溢れると水を流すためにかねて用意してある溝へ流れこむが私はこいしい人に逢うことが出来ないで思い余つても他へ心は決して移しませぬ。」

3570 葦の葉に夕霧立ちて鴨が音の

寒き夕べし汝をばしぬばむ

(巻十四)

「私は今から遠い旅に出るが、葦の葉に夕霧がかかつて鴨

万葉中には葦の花に關係したもののはわづかに四百にすぎない

「広々とした海原の景色を眺めて葦の花が散る難波に住んで居ると、いつまでもこゝに年を送りたいように思う」

4459 蘆刈に堀江漕くなる櫓のおとは

大宮人の皆聞くまでに

(巻二十)

難波堀江での作で、大原真人今城がかつて他所で誦つたのを大伴池主が記憶していて語い上げたのである。

「蘆を刈るために難波の堀江(天満川)を漕いでゐる船の櫓の音は、難波の御所に居る大宮人が皆聞く程にも高くひびいて居る」

以上は万葉中のほんの一部分を見たものであるが、如何に多く葦に関する記録が出ているかが了解出来た事と思ふ。いざなぎ・いざなみの二神が大八洲国を生み、地稚く水母の如く漂える時、大己貴命と少彦名命とは力を協せ、一心

### 芦屋山海

生田 沙 隅

灘の酒たやすく入らねど魚活けり

山美しく海美し芦屋の町住

武庫の山に雲のかゝればあしや潟

鯨釣る舟に時雨降り来つ

深秋の朝霧分けて川ゆけば

水やせたりな低きせむらぎ

に葦を殖し国を固め造つた。葦原中国はこうして出来、よもの海辺のごとくが葦原であつた。続日本後紀に仁明天皇の四十に御賀に、興福寺の僧等の献れる長歌に「日本の野馬台の国を賀美侶伎の宿那毘古那が蘆菅を殖生しつづ国固め造りけむより……」と詠んでいるのは、必ずそのかみ扱があつたのである。

X X X  
葦鷲と鳶。本節は古書にあるむつかしい記事をかんだんにしたので興味の少ないものになつてしまつた。最後に面白いお話を一つ書いて見ましよう。

むかし／＼一匹のとびが葦辺にすむさぎにむかい、「君ほど色よく姿の美しいものは少いね、然しものの云い様が如何にも粗さうでいやしいね」と言いました。さぎは腹を立てて「君は鳥の仲間でも四十八鷹の内に入つて、あの大空をたち舞う風情のよさ、そしてすることもできないが、もの云い様がどくどくしく長々しくほんとに聞かれぬわい。僕の如く言葉少くしたらよいがね……」。売り言葉に買い言葉、二人の争論はいつまでもつきません。そこでとう／＼鳥の王様のわしの批判を受けることになりました。それぞれに土産を用意しました。とびは何百尺もの高い大空に居ても鼠や蛙の居ることがカンでわかるほどの鋭さですが中々の怒ばりでしたから、くさりかかつた風を持つて行きま



### 市議会の仕事

十月九日 緊急市会

- 議案第七十号 芦屋市公安委員会委員任命につき同意を求める件 (原案可決)
- 同第七十一号 市警察基本条例設定の件 (可決)
- 同第七十二号 市警察職員給与条例設定の件 (可決)
- 同第七十三号 市消防本部の設置組織及び職務に関する条例設定の件 (可決)
- 同第七十四号 消防組織法第十五条の規定による条例を定めるまでの市消防職員の任免等に関する条例設定の件 (可決)
- 同第七十五号 市火災予防条例設定の件 (可決)
- 同第七十六号 市公衆集合場火災予防条例設定の件 (可決)
- 同第七十七号 市危険物取締条例設定の件 (可決)

した。さぎはかいがいしくとびをとるどじようをととのえ、わしの棲む高い峯へ飛んで行きました。二鳥の声を聞いて、わしは大きな眼をキョロつかせながら頭をかしげていたが、やをら口を開いて「さぎはいかさま言便短かく当風にあつている。とびは、びいまでにてよいものを、後のりよりよくが長過ぎて聞かれぬ。古流だ。とかくとびのまけだ」と判決を下しました。これはある滑稽本にあるのを訳したのですが、とかく世の中は賄賂のよしあしで、負けでも勝ちとなることをたとえた面白いお話です。

草づとに国も傾く様かな

江戸時代の松江重頼編である俳書毛吹草にはこんな句があります。草づとは草包みで、支那では菝菝といわいろに用いるおくりものであります。即ちわいろの多少良否によつて国の政治も乱れるの意味であります。(以下次号)

### ○芦屋市の人口は？

十月一日の国勢調査の結果、芦屋市の人口は

男	三、五〇〇	計	三、九四九
女	三、四四九	世帯数	九、七六五
又巢全体としては	一、三三三、五〇〇		
男	一、六六六、七五七	計	三、〇三九、七五七

となり、廿三年八月一日の人口調査に比し一五万余の増加となつています。

- 同第七十八号 芦屋警察組合消滅に伴う財産処分 (可決)
- 同第七十九号 芦屋消防組合消滅に伴う財産処分の件 (可決)
- 十月卅日 臨時市会
- 議員提出議案第一号 (久野嘉兵衛議員提出) 市議会議事局条例設定の件
- 議案第八十号 市報酬費用弁償及び実費弁償並びにその支給に関する条例中改正の件
- 同第八十一号 市警察手数料条例制定の件
- 同第八十二号 市消防職員の任免服務等に関する条例制定の件
- 同第八十三号 市職員給与条例中改正の件
- 同第八十四号 市金庫事務取扱銀行を定めるの件
- 同第八十五号 土地買収の件
- 同第八十六号 市有土地売却の件
- 同第八十七号 寄附採納の件
- 同第八十八号 市追加更正予算 (第五号)
- 同第八十九号 市特別会計上水道費追加予算 (第四号)
- 同第九十号 市打出芦屋共有山追加予算 (第一号) (以上可決)

委員会のほたらき

十月十日 民生経済委員会、協議事項は

- (一) 川崎病院について
- (二) 市民病院について
- (三) については木造建は不可、病院以外の用途転用も見込みないので買収を行わない。
- (四) については起債及び敷地について促進する。

十月十一日 教育委員会

- (一) 市立学校園視察結果に関する件
- (二) 岩園小学校木造校舎処置について
- (三) その他

十月二十五日 建設委員会

- (一) 本年度土木課通常費歳出追加更正予算の件
- (二) 本年度水道課特別会計歳入追加更正予算の件
- (三) 駅前及び三八道路舗装工事に關する件
- (四) 六麓荘漏水防止工事入札指名範囲に關する件
- (五) 随意契約の範圍変更の件

川底に

秋の午下鶴塚橋ゆ海見れば漂ふ雲に紀の山を見ず  
川底に砂掘る三人急行車過ぐる間山を眺めてありき  
むこ山は墨絵ながらにひむがしの横雲に映ゆ暁の光

生田沙隅

十月廿六日 総務委員会

- (一) 芦屋市報酬費用弁償及び実費弁償並びにその支給に關する条例中改正の件
- (二) 市職員給与条例中改正の件

同日 民生経済委員会

- (一) 中小企業融資準備預金制度について(経済課)
- (二) 卸売市場について
- (三) 県管高級アパート敷地変更について(厚生課)
- (四) 市立病院眼科医療器具の処分について(衛生課)
- (五) 芦屋保健所建設敷地のことについて
- (六) その他
- (七) 市議会议事局条例制定の件
- (八) 市警察手数料条例制定の件
- (九) 本年度市一般会計追加更正予算の件
- (十) 本年度市水道費追加予算の件
- (十一) 本年度市打出芦屋共有山追加予算の件
- (十二) その他

芦屋UNESCO協力会

ユネスコ・ゼミナールについて

日本における成人教育は未だ十分な発達をとげず、まだ「世界の水準に達していません。かゝる情勢にあつてユネスコは敢えてこの難事業をとり上げ、それに貢献しよう」と十月廿四日から廿四日まで芦屋市や文部省と協力して岩園校でゼミナールを開いた次第です。近府県よりの参集者約百名の人々は終始熱心に研究討議に勉め、まことに有意義な五日間を送つたことは幸いです。

本ゼミナールの研究テーマを記すと

- (1) 法の支配の精神を如何にして徹底するか  
指導者 阪大法文学部の教授
- (2) 基本的人権を守るには如何にすればよいか  
指導者 富田 展子女士
- (3) 現下の国際状況において国際連合及びユネスコを如何に把握するか。  
指導者 外務省 吉田文化課長
- (4) 日本においてユネスコの活動を如何にして具体化していくか  
指導者 文部省西村渉外 山室視学官

十一月十日執行の市教育委員会委員の選挙の結果次の四氏が当選した  
高橋秀吾(得票数2,859) 岩田宗太(2,777) 松木兼一(2,207) 長谷川利彦(2,182)

市教育委員選挙のあと

投票所	有権者			投票者			投票率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
第一(山中分校)	1,303	1,311	2,614	841	984	1,825	64.5	75.0	69.8
第二(岩園小)	320	350	670	206	206	412	64.4	58.9	61.5
第三(打出公會堂)	806	1,017	1,913	585	752	1,337	65.3	73.9	69.9
第四(精道中)	820	842	1,662	583	652	1,235	71.1	77.4	74.3
第五(芦高)	895	946	1,841	597	712	1,309	67.8	75.5	71.1
第六(打出出張所 岩園駐在所)	869	1,025	1,894	511	732	1,243	58.8	71.4	65.6
第七(愛光幼稚園)	903	991	1,894	619	728	1,347	68.5	73.5	71.1
第八(崇信幼稚園)	1,089	1,428	2,517	591	897	1,488	54.3	62.8	59.1
第九(安楽寺)	965	1,069	2,034	567	702	1,269	59.3	65.7	62.4
第十(山手中)	810	929	1,739	449	584	1,033	55.4	62.9	59.4
第十一(宮川小)	1,441	666	2,107	644	494	1,138	44.7	74.2	54.0
第十二(總務省六甲 工務事務所)	428	475	903	244	305	549	57.0	64.2	60.8
計	10,739	11,049	21,788	6,437	7,748	14,185	59.94	70.12	65.10

# 芦屋市中小企業融資準備預金制度

## 実施は十一月中旬頃か(経済課)

芦屋市に於ては懸案の芦屋市中小企業融資準備預金制度が愈々十一月中旬発足することになり、市経済課に於てはその整備を急いでゐる。これが実施の要領は概ね次の通りであります。

### ●芦屋市中小企業融資準備預金制度要領

第一条 本制度は芦屋市中小企業者の育成振興を図り経済的地位の向上を図るを以て目的とする。

第二条 前条の目的を達成するため芦屋市(以下市と云ふ)は特定の金融機関に対し「中小企業融資準備預金」として必要と認める金額を定期預金するものとする。金融機関は前記の準備金を基礎として自己資金を市内企業者に対し融資するものとす。

第三条 金融機関は本融資についてはすべて市の斡旋によるものとする。

第四条 融資の使途は中小企業の運転資金とし一口参万円以下とする。

第五条 融資期間は三ヶ月以内とし弁済方法は一時払又は分割払とする。

第六条 本融資に対する元金及び利息は本人並びに保証人の連帯責任により弁済するものとする。

第七条 本制度による融資の斡旋を受けんとする者は保証人二名連署にて所定の様式による申込書正副二通を市長に提出するものとする。

第八条 金融機関は市の斡旋により遅滞なく融資の可否を決定し本市へ所定の様式による報告書を提出するものとする。

●芦屋市中小企業融資準備預金制度による融資斡旋申込について

この融資斡旋の申込をなされる方は左記事項を御承知下さい。

一、この制度は芦屋市内中小企業者の育成振興を図り経済的地位の向上を図る目的を以て設けられたもので融資限度は金貳百万円であります。

二、この融資を受けられるものは一年以上芦屋市内に居住し且市内に営業所(事務所)を有する中小企業者に限りす。

三、融資の使途は運転資金に限りす。

四、融資は参万円以内、融資期間は三ヶ月以内、弁済方法は一時払又は分割払となつております。

五、保証人は市内に居住している人に限り二名を要す。

## ○お年玉つき年賀ハガキの売出し

一枚 三円

今年も年賀用お年玉つき葉書が共同募金委員会と日赤の協力で十一月十五日から郵政省から発売されます。この葉書は一枚三円で内一円は寄附金として中央共同募金委員会を通じて郵政省から兵庫県共募委と日赤兵庫支部へ還元されます。この還元金は共募八、日赤二の割合で分配されて翌年度の共同募金実績中へ組入れられ従つてその目標額はそれ丈減額されることとなるのです。又日赤では(1)輸血金庫事業

費(2)支部での身体障害者対策費

にそれぞれ実収入の半額づゝを使用する予定です。

お年玉葉書の兵庫県下発売数は千

九百三十二万枚、本市割当は約三十八万枚です。この葉書は明年一月十日まで、くじびきは一月十五日に行われます。がこの葉書は何時使用しても差支えなく、又年賀郵便として使わなくともその所有者はくじが当ればお年玉が貰えます。お年玉は二万円程度の特等以下九等まであつて、特等の当せん数は昨年の十八本(高級ミシン)にくらべて本年は大勉強して四百本に増し

賞品も特等は総桐たんす二百本、コンカ・カメラ二百本、以下自転車、高級腕時計、シヨルダバック、バレーボール、ポストンバック、純綿シャツズボン下一揃、マフラー、等々で葉書三十九枚に付一枚当せん割合となつて

います。

どうか市民の皆様、年賀の美風をつ

だけ、親戚やお知り合いの間の親交を

深め、更に世の不幸な人々を援けて世

の中を明るくする国民たすけ合いの念

を、年頭に当つて新たに之に對す

る協力をするという意味合いで皆様の積極的な御理解と御援助を切望いたします。(厚生課)

★皆が赤い羽根を!!

共同募金運動

昨年の共同募金運動は八五五、〇〇〇円の目標を突破して実に八五六、〇〇〇円という輝かしい成績を上げることができたが本年も之に劣らぬ成果をあげようと係員は涙ぐましい奮闘を続けています。本年度本市の目標額は日赤分除外で五八二、〇〇〇円、十月末現在約三十万円集つていますが予定額に達するには尚皆さん方の一層の御支援をお願いするものです。(厚生課)

★児童創作美術展覧会

(童美展)

本市と芦屋美術協会の共催で児童創作美術展覧会(童美展)が開かれる、会期は十二月二日(土)から六日(水)まで午前九時から午後六時まで芦屋仏教

各課

だより

お年玉葉書の兵

庫県下発売数は千

九百三十二万枚、本市割当は約三十八万枚です。この葉書は明年一月十日まで、くじびきは一月十五日に行われます。がこの葉書は何時使用しても差支えなく、又年賀郵便として使わなくともその所有者はくじが当ればお年玉が貰えます。お年玉は二万円程度の特等以下九等まであつて、特等の当せん数は昨年の十八本(高級ミシン)にくらべて本年は大勉強して四百本に増し

賞品も特等は総桐たんす二百本、コンカ・カメラ二百本、以下自転車、高級腕時計、シヨルダバック、バレーボール、ポストンバック、純綿シャツズボン下一揃、マフラー、等々で葉書三十九枚に付一枚当せん割合となつて

います。

どうか市民の皆様、年賀の美風をつだけ、親戚やお知り合いの間の親交を深め、更に世の不幸な人々を援けて世の中を明るくする国民たすけ合いの念を、年頭に当つて新たに之に對す

会館。この展覧会は小学生や幼稚園児、未就学幼児等の作品展であつて、今までは絵画だけであつたが今年からはこの他彫刻や美的工作品(例えば木切れ、板、ブリキ、針金、竹、銀紙、ガラス、セルロイド、布、紙、土、砂等)も出品されることとなつた。入選作品中優秀なものには、市長賞、芦屋市美術協会賞、その他種々の賞が出される。又この機会に特に、東京の猪熊敏一郎、名古屋の北川民治、東京の村井正誠三面伯の絵を陳列する外、芦屋ユネスコ協会の周旋で文部省海外ユネスコ課の提供するアメリカ、印度、パキスタン、濠洲、仏蘭西各国の児童作品も特別陳列されることになつていゝ。(社会教育課)

### ★児童創作美術の研究會

十一月二日午後二時から仏教会館で開かれた、参集者五十人余り、美術協会員の話しや会衆の熱心な討議研究が行われた。(社会教育課)

### ★野外写生會

十一月三日(文化の日)参加者約二百五十人は午前九時半苦楽園口に集り、西宮北山公園の秋色を探りつゝ、美術協会諸画伯の指導で美しい六甲山麓の自然の写生を楽しんだ。(社会教育課)

### ★姫路競馬開かる

芦屋市主催の姫路競馬は十一月一、二、三日及び五、六、七日の六日間、姫路市旧城北練兵場で行われた。成績は予想外に好調で売得金額は三四、四五八千円也(競馬輪実施部)

### ★市税徴収の状況

十月末現在に於ける本市の市税徴収状況は市民税約千二百万円、五割五分程度、固定資産税が同じく約千二百万円、六割強という成績、十一月から延滞金加算金がつくことになる。(税務課)

### ★新市建設協力会幹事會開く

## 図書館法について



一、図書館の定義 この法律では図書館という名称は独占されていず、あくまでもこの法律における図書館としての定義を下すにとどまつてゐる。だからこの定義に合致しない施設でも図書館という名称は使用できるのであるが、

こゝではまずその目的の面からみて「図書・記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする」としてゐる(第二条第一項)つぎには設立の主体からいつて「地方公共団体又は民法第三十四条の法人」と規定してゐる(第二条第一項)、従つて国立のもの、個人立のもの等はこの法律でいう図書館の中には含まれないのである。

二、図書館の活動は、社会教育法との関連においても明らかのように、国民に奉仕するものでなければならぬが、この奉仕の実施されるに當つて留意すべき点は(イ)その土地の事情に適合してゐるか(ロ)一般公衆の希望にそつてゐるか(ハ)その地方の学校教育を援助し得るかにあるとしてゐる(第三条)。こうして各図書館はその

十月二十八日午後二時より打出公会堂で新市建設協力会の幹事會が開かれた。参集者約四十五人、副会長、市長、副議長、委員長等の挨拶や経過報告があり、今までの活動を一応停止することとなつた。(企画課)

★鳴尾競輪  
十一月十六日から四日間市営鳴尾競輪が開催される。

### ○芦屋市の人口動態

(昭和24年9月—25年8月)

出生	753人	死亡	287人
婚姻	249組	離婚	31人
自殺	14件	性病	129人
その他			(男109)

### —芦屋保健所調—

### ○芦屋市警がNO.1.

犯罪検挙成績について芦屋市警は県下第一の成績をあげ二日県から優勝杯を贈られた

発生件数	572	検挙件数	343
検挙率	60%		(但7月—9月)

地方々々に適応した図書館奉仕をなし、それぞれ個性ある図書館として独自の活動をするよう期待されてゐるのである。

なお条文には引続いて「おおむね左の各号に掲げる事項の実施に努めなければならない」として、その奉仕の具体的事項が列記されているが、まず図書館資料の収集についてはその範圍を非常に広くして「郷土資料・地方行政資料・美術品・レコード・フィルム」の収集にも十分留意して、図書・記録・視覚・聴覚教育の資料その他必要な資料を収集し、一般公衆の利用に供することとし、さてその収集した資料は、これに適切な分類排列を施し、かつその目録の作成を完全にして、さらにその資料については十分な知識を持つた館員が利用者の相談にも応じ得るようになるのである。

又、個々の図書館は孤立することなく他の諸種の図書館や図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借などを行い、いわゆる各地に図書館網を張りめぐらして、その奉仕活動を十分ならしめる必要があるとしてゐる。なお当該都道府県内の図書館奉仕の事業を総合的に促進するために、分館・閲覧所・配本所等を設置し及び自動車文庫・貸出文庫の巡回も行い、同時に読書會・研究會・鑑賞會・映写會・資料展示等を主催し及びその奨励を行うこ

となどがあげられている。

以上の条項をとつて、試みに昭和八年の図書館令第二条「図書館ハ図書記録ノ類ヲ蒐集保存シテ公衆ノ閲覧ニ供シ其ノ教育及學術研究ニ資スルヲ以テ目的トス」とあるに比較すると、まず従来の図書館が、學術研究とか教養とかいつた面を専らにしていたのところが、もつと寛いだらやわらかな楽しみをも含んだものとしてその在り方が規定されているのに氣附かれる。この傾向は単にわが国のみに限つた現象ではなく、図書館の新しい傾向として一般公衆の要望にこたえる文明諸国の現象である。従つて新しい図書館は、従来の機能に更にレクリエーションの面をも加えて、いわゆるレクリエーション・センターとしての機能をも併せ果さねばならない。レクリエーションとはもとより単なる享樂の意ではない。(イ)生活を向上せしめるもの(ロ)楽しいもの(ハ)誰でも参加できるもの(ニ)仕事の能率を高めるに役立つもの等の条件をみたすものでなくてはならず、例えば適當な娯樂、スポーツ等を楽しみ、平易で高尚な音楽、芸術などを楽しむことにより、今日の疲れをいやして再び新鮮な明日の人生を創造するというところにその意義と価値とが見出されなくてはならない。

なお図書館活動の一としてインフオーメーション・センターとしての機能が要求されることとなつたのは、法第二

条の具体例七号に「時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること」とあるのを見ると明らかである。こうして図書館は国家の文化活動のさなかにあつて、社会教育の重要機関としてその機能を發揮し、その使命を達成するよう規定され要望されているのである。

三、公立図書館の設置 公立図書館の設置を地方公共団体の義務とすべしとの意見は古くからあつたところで、第五国会に提出すべく準備された案においても義務設置の規定をしていた。これは文化国家の施設としてはもとより望ましいことではあるが、現在の地方財政の状況よりして過重な負担を地方公共団体に課することはできないし、国としても負担金の性格をもつ補助金の支出については平衡交付金の制度との関連もあつて、その額を保証し難い状態にあるので、年来の希望たる義務設置制をすてて自由設置としたのである。しかし国は図書館を設置する地方公共団体に対し予算の定めるところに従ひ、その設置及び運営に要する経費について補助金を交付する事になつてゐる(第二十条)。この補助金の交付を受けるためには、文部省令で定められた公立図書館の設置及び運営上の最低基準により(文部省令第二章)政令第二百九十三号に定められた手続を経なければならぬ。その最低基準には館長の任命に関する規定(第十一条)の他、司書及び司書補の定員、一年間の図書

の増加冊数や図書館の建物の坪数などが人口に比例して定められている(第十二条乃至第二十条)。いま例を当市にとると、館長は専任且つ有給の者でなければならぬ(第十二条)。司書及び司書補の数は人口三万人以上十万人未満の場合には二人に三万人を超える人口二万人につき一人を累加した数を下つてはならない(第十六条)。図書の冊数は、補助金を受けようとする年度の前年度に増加したものが、人口三万人以上五万人未満の場合には六百冊に三万人を超える人口一人につき〇・〇二の割合で累加した数を下つてはならない(第十五条)。図書館の建物の延坪数は、人口三万人以上十万人未満の場合には七十四坪に三万人を超える人口一人につき〇・〇二の割合で累加した数を下つてはならない(第十五条)。図書館の建物の延坪数は、人口三万人以上十万人未満の場合には七十四坪に三万人を超える人口一人につき〇・〇二の割合で累加した数を下つてはならない(第十五条)。図書館の建物の延坪数は、人口三万人以上十万人未満の場合には七十四坪に三万人を超える人口一人につき〇・〇二の割合で累加した数を下つてはならない(第十五条)といふ規定に該当することになるのである。以上はもとより最低基準を定めたものであつてその土地の情況や図書館の現状によつてこの基準に満足すべきものではない。

四、図書館の職員 図書館の職員は館長の他に専門的職員と事務職員及び技術職員とが置かれるが(第四条・第十三条)専門的職員はこれを司書及び司書補と称している。図書館奉仕の面から考えて、これからの図書館職員には高度の技術的知識と広い一般的教育とが要求されてくるので、これらに應ずる施策としてこゝにいよいよ図書館人と言はれるこれらの専門的職員についてその資格と研修の面にあらた

な規定が設けられたのである(第四条)。

司書は、館長の総括的な監督の下に、自分の担任する専門的な事務について、自分の判断で処理してゆくので、図書館奉仕の活動を具体的に担当し遂行してゆくのである。

司書補は、司書の具体的な監督と指導の下で、司書の行う職務を補助してゆくのである。

司書となる資格は(一)大学を卒業したもので、十五単位以上の図書館学の講習を修了したもの(二)大学を卒業した者で、大学において図書館に関する科目を履修したものの(三)三年以上司書補として勤務した経験を有する者で司書の講習を修了したもの。これらの何れかに該当することが必要とされている(第五条第一項、省令第二・四條)。司書補となる資格は(一)司書の資格を有するもの(二)高等学校(旧制中学を含む)を卒業した者で、十五単位以上の図書館学の講習を修了したもの(三)規定されている(第五条第二項、省令第三・五條)。これは原則的には司書には大学卒業程度の一般的教育と司書講習による特殊の研修が必要であり、司書補には高等学校卒業程度以上の一般的教育と司書講習による特殊の研修が必要であるといふことである。司書及び司書補の講習というものは、教育学部又は学芸学部を有する大学が、文部大臣の委嘱を受けて行つたものであつて、その履修すべき単位数は、十五単位を下つて







内(外)予備費 計	100		48,567		12,821		4,897		128,100		9,882		9,898		142,727	
	予備費額に對する割合	100	14%	3%	1%	38%	3%	1,570,274.00	3%	2,388,065.00	3%	54,251,246.56	40%			
合 計	956,772	(100)	48,567	12,821	4,897	128,100	9,882	9,898	142,727							
予備費額に對する割合	100	14%	3%	1%	38%	3%	1,570,274.00	3%	2,388,065.00	3%	54,251,246.56	40%				
歳入(月未)	100,342,203,431,168,433,007,293,911.00	22,860.00	0.46%	—	—	1,570,274.00	16%	2,388,065.00	24%	54,251,246.56	88%					
予備費額に對する割合の比	28%	33%	3%	2.3%	0.46%	—	16%	24%	—	88%						
特別會計	上水道費	15,686	660	100	繰越金 5,076	工事収入 781	9,169	9,169	雑収入	161						
	浴場費	8,190	—	—	繰越金 20	投資差額 収入 20,000	3,190	3,190	雑収入	161						
	地方譲渡費	20,374	—	—	繰越金 20	投資差額 収入 20,000	—	—	雑収入	161						
	運輸事業費	121,283	—	—	繰越金 20	投資差額 収入 20,000	—	—	雑収入	161						
	分権庁等 種別費	9,598	—	—	繰越金 20	投資差額 収入 20,000	—	—	雑収入	161						
備 考	一般會計の予備費のうちO印中の番号あるものは左記事業予備のみを計上した。															

別表(二) 昭和25年度の予備はこのように使われる

昭和25年10月31日現在

處 出 科 目	一般會計	特 別 會 計		備 考
		上水道費	浴場費	
1 報 告 員 酬 給 料	1,306	801	—	議員・委員報酬 市長以下書記給料 監査委員(1名)と議員・構成員 議員・委員の費用弁償と普通旅 費
2 報 告 員 酬 給 料	14,280	801	136	議員・委員報酬 市長以下書記給料 監査委員(1名)と議員・構成員 議員・委員の費用弁償と普通旅 費
3 給 料	12,158	1,368	47	議員・委員報酬 市長以下書記給料 監査委員(1名)と議員・構成員 議員・委員の費用弁償と普通旅 費
4 旅 費	2,987	394	84	議員・委員の費用弁償と普通旅 費
5 職 員 手 当	13,922	1,187	88	勤務手当、扶養手当、退職助 手手当など

当 手 退 還 料 費 又 は 借 入 料 費	一般會計	特 別 會 計		備 考
		上水道費	浴場費	
6 雑 給 費	2,647	20	617	職員以外の者に対する手当 退職給付金、普通保険金など 現金など 人夫費
7 報 告 員 酬 給 料	962	20	2,059	職員以外の者に対する手当 退職給付金、普通保険金など 現金など 人夫費
8 報 告 員 酬 給 料	672	—	2,411	職員以外の者に対する手当 退職給付金、普通保険金など 現金など 人夫費
9 報 告 員 酬 給 料	8,904	1,080	149	職員以外の者に対する手当 退職給付金、普通保険金など 現金など 人夫費
10 報 告 員 酬 給 料	2,858	200	149	職員以外の者に対する手当 退職給付金、普通保険金など 現金など 人夫費
11 報 告 員 酬 給 料	5,696	200	149	職員以外の者に対する手当 退職給付金、普通保険金など 現金など 人夫費
12 報 告 員 酬 給 料	2,060	2,111	140	職員以外の者に対する手当 退職給付金、普通保険金など 現金など 人夫費
13 報 告 員 酬 給 料	3,174	187	108	職員以外の者に対する手当 退職給付金、普通保険金など 現金など 人夫費
14 報 告 員 酬 給 料	1,913	90	392	職員以外の者に対する手当 退職給付金、普通保険金など 現金など 人夫費
15 報 告 員 酬 給 料	751	50	1,200	職員以外の者に対する手当 退職給付金、普通保険金など 現金など 人夫費
16 報 告 員 酬 給 料	791	721	6	職員以外の者に対する手当 退職給付金、普通保険金など 現金など 人夫費
17 報 告 員 酬 給 料	314	—	500	職員以外の者に対する手当 退職給付金、普通保険金など 現金など 人夫費
18 報 告 員 酬 給 料	15	—	500	職員以外の者に対する手当 退職給付金、普通保険金など 現金など 人夫費
19 報 告 員 酬 給 料	314	—	500	職員以外の者に対する手当 退職給付金、普通保険金など 現金など 人夫費
20 報 告 員 酬 給 料	15	—	500	職員以外の者に対する手当 退職給付金、普通保険金など 現金など 人夫費
21 報 告 員 酬 給 料	875	1	2,177	職員以外の者に対する手当 退職給付金、普通保険金など 現金など 人夫費
22 報 告 員 酬 給 料	—	1	2,177	職員以外の者に対する手当 退職給付金、普通保険金など 現金など 人夫費
23 報 告 員 酬 給 料	8,889	1,021	2,000	職員以外の者に対する手当 退職給付金、普通保険金など 現金など 人夫費
24 報 告 員 酬 給 料	2,250	552	176	職員以外の者に対する手当 退職給付金、普通保険金など 現金など 人夫費
25 報 告 員 酬 給 料	202,400	1,647	9,290	職員以外の者に対する手当 退職給付金、普通保険金など 現金など 人夫費
26 報 告 員 酬 給 料	5,787	982	500	職員以外の者に対する手当 退職給付金、普通保険金など 現金など 人夫費
27 報 告 員 酬 給 料	1,818	1,718	100	職員以外の者に対する手当 退職給付金、普通保険金など 現金など 人夫費
28 報 告 員 酬 給 料	58	—	100	職員以外の者に対する手当 退職給付金、普通保険金など 現金など 人夫費
29 報 告 員 酬 給 料	18,141	78	89,008	職員以外の者に対する手当 退職給付金、普通保険金など 現金など 人夫費
30 報 告 員 酬 給 料	2,123	69	50	職員以外の者に対する手当 退職給付金、普通保険金など 現金など 人夫費
31 報 告 員 酬 給 料	4,464	9	2	職員以外の者に対する手当 退職給付金、普通保険金など 現金など 人夫費
32 報 告 員 酬 給 料	4,676	—	3,981	職員以外の者に対する手当 退職給付金、普通保険金など 現金など 人夫費
33 報 告 員 酬 給 料	25,658	1,278	1	職員以外の者に対する手当 退職給付金、普通保険金など 現金など 人夫費
34 報 告 員 酬 給 料	12	32	1	職員以外の者に対する手当 退職給付金、普通保険金など 現金など 人夫費
35 報 告 員 酬 給 料	648	—	9,444	職員以外の者に対する手当 退職給付金、普通保険金など 現金など 人夫費



8 產業經濟費	12,176,444.00	348,750.80	200,981.00	549,731.80	11,626,712.20	
9 復興事業費	10,656,400.00	1,944,662.86	455,271.00	2,399,933.86	8,256,466.14	
10 財產產費	9,708,121.00	319,169.32	961,959.00	681,128.32	3,026,992.68	
11 統計調查費	1,564,960.00	238,277.00	141,874.00	380,151.00	1,184,209.00	
12 選舉費	1,712,266.00	758,178.60	76,555.00	834,733.60	877,532.40	
13 公債費	6,563,897.00	3,132,025.56	265,289.00	3,397,314.56	3,166,522.44	
14 企圖費	8,992,300.00	1,850,569.00	676,203.00	2,526,772.00	6,465,528.00	
15 醫支金	4,474,194.00	2,305,291.67	47,154.00	2,352,445.67	2,121,748.33	
16 予備費	100,000.00	—	—	—	100,000.00	
小計	356,772,857.00	78,541,888.00	26,800,345.43	100,342,203.43	256,430,653.57	
水道費	15,636,072.00	3,694,736.46	887,384.00	4,582,100.46	11,053,971.54	
特別地方競馬費	3,190,581.00	1,017,573.98	79,434.00	1,097,007.98	2,093,523.02	
競輪事業費	20,374,557.00	672,455.00	31,171.00	703,626.00	19,670,931.00	
競艇事業費	121,283,501.00	2,363,559.50	863,202.00	3,226,761.50	118,056,739.50	
分讓住宅建設費	9,566,325.00	20,000.00	100.00	20,100.00	9,576,225.00	
小計	170,080,986.00	7,768,324.94	1,861,271.00	9,629,595.94	160,451,390.06	
合計	526,853,843.00	81,310,182.94	28,661,616.43	109,971,799.37	416,882,043.63	
一時借入金	—	20,071,500.00	11,015,000.00	31,086,500.00	—	

# 後記



十一月は文化の月だ。「文

化の日」を中心として種

々意義ある催しがあつた

のは結構だが、飄つて考

えると一般の文化への関

心は未だしの感深いもの

がある。例えば市立図書館の展示会に

どれだけの人があつたか、又催し

ではないが文化機関としてわれ／＼に

関係深い教育委員選挙の投票率は果し

て如何、お互いはもつと三省しよう。

尤もこれだからこそ益々文化運動を

進める必要性があるのだともいえる

が。

◆ 十一月二日各課弘報事務担当者が参

集して弘報のあり方について種々討議

して得る所が多かつた。皆の意見は直

ぐに誌上に反映さして不断に改善向上

を計つていくつもりです。



市の財政白書を熱読りたい。市の

動きが手にとる様に明らかに分る筈で

す。

~~~~~

★市弘報「あしや」をお勧めしま

す。

芦屋市では弘報「あしや」を刊行し

ています。弘報には市会や庁内だより

をはじめ公示事項等市民として知つて

おかねばならぬ記事が満載されていま

す。又これらの外に郷土史や文芸等文

化の香り高い記事を毎号掲げいさゝか

でもみんなの教養の資に供しようと思

めています。何卒市民の皆様、奮つて

御愛読をお願いいたします。頒価一部

十円、半年一年等の継続購読を御希望

の方は企画課弘報係までお申込み下さ

れば毎月当方より配達しますから御便

利です。

弘報販売所——当係の外阪神芦屋、

打出、深江各電停売店、国鉄芦屋駅売

店、宝盛館、大和その他市内各書店、

市立図書館等

尙又市民各位の御投稿も歓迎いたし

ます。建設的意見をどし／＼お寄せ下

さい。(西田)

あしや

第十一号

毎月一回発行 頒価十円 送料六円

昭和二十五年十一月十日印刷

昭和二十五年十一月二十日発行

編集人 西田増蔵

発行人 猿丸吉左エ門

大阪市北区堂島上二ノ二五

印刷所 大阪高遠印刷株式会社

芦屋市精道町九三

発行所 芦屋市役所

昭和二十五年十一月十日印刷  
昭和二十五年十一月二十日發行

芦屋市弘報

あしや

第十一号

頒価 十円

御料理折詰仕出し  
味で生きる



関西随一

博多“独特”此味！



芦屋市大原町中央市場西入口  
電話 芦屋 5315 番